介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書

重要事項説明書

個人情報使用同意書

社会福祉法人　なでしこ会
横浜市岩崎地域ケアプラザ
指定介護予防支援事業者
＜１４００６０００１９＞

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

利用者：　　様

事業者：　横浜市岩崎地域ケアプラザ

第１条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的及び内容）

１　事業者は、介護保険法等の関係法令及び横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱等に従い、利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

２　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容の詳細は、別紙に記載のとおりとします。

第２条（契約の有効期間）

この契約の有効期間は、令和____年____月____日から１年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第３条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者）

１　事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

２　事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。

３　事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第４条（介護予防サービス・支援計画書の変更等）

１　事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じてその変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

２　事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第５条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等）

１　事業者は、利用者との合意のもとで介護予防サービス・支援計画書を作成して、利用者にその写しを交付します。

2　事業者は、定期的に、介護予防サービス・支援計画書に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を追記・修正し、利用者に説明のうえ、その写しを交付します。

3　事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面を作成した後５年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第６条（利用者の解約等）

1　利用者は、少なくとも３日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

2　利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第７条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第８条（契約の終了）

1　利用者が医療施設等に入院（所）し、又は要支援認定等が受けられなかったことにより、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。

2　事業者は、利用者又はその家族等が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為・ハラスメント行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により２週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

3　事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとします。

第９条（秘密保持）

1　事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2　事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第１０条（苦情対応）

１　利用者は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。また、国民健康保険団体連合会に対しても、介護予防支援に関する苦情を申し出ることができます。

２　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第１１条（居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成）

１　利用者が、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成を希望される場合は、申込の際に事業者に申し出ることとします。

２　事業者は、利用者から前項の希望が出された場合は、手続き等について説明及び情報提供するとともに、当該居宅介護支援事業者や関係機関と調整を図ります。

３　利用者は、介護予防サービス・支援計画書原案作成などの居宅介護支援事業者の業務に積極的に協力することとします。

４　居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して、介護予防サービス・支援計画書原案作成の業務に従事することとします。

５　事業者は、居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書原案に関する最終責任を負うものとします。

第１２条（その他）

１　事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

２　事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

３　本契約の内容の追加、変更については、利用者と事業者の協議の上、契約書付属１、２によりこれを定めるものとし、当該書面が作成されたときに効力を生ずるものとする。

第１３条（契約外の事項）

この契約、介護保険法等の関係法令及び横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱等で定められていない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

上記のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約を締結します。

年　　月　　日

利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

立会人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

（事業者）　　所在地　　横浜市保土ケ谷区岩崎町３７－５

事業者名　　横浜市岩崎地域ケアプラザ

代表者名　　佐瀬　一裕　　印

担当者

（業務委託先 居宅介護支援事業者）　　事業者名（法人名）

事業所名

担当ケアマネジャー

※　居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

【別紙】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書

利用者：　　様

事業者：　横浜市岩崎地域ケアプラザ

1　サービスの内容

(1)　事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。

(3)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

(4)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

(5)　事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(6)　前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

2　居宅介護支援事業者への作成依頼

(1)　利用者が居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成を希望された場合は、すみやかに当該居宅介護支援事業者と調整を図ります。

(2)　介護予防サービス・支援計画書原案作成の業務を受託した居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して介護予防サービス・支援計画書原案作成業務に従事することとします。

(3)　事業者は、介護予防サービス・支援計画書原案作成について、居宅介護支援事業者に助言・指導するとともに、作成された介護予防サービス・支援計画書原案について内容の妥当性を評価し意見を付します。

3　事業者の担当者および介護支援専門員等

(1)　事業者の担当者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

(2)　居宅介護支援事業者が介護予防サービス・支援計画書原案を作成している場合、担当する介護支援専門員を居宅介護支援事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

事業者 担当者　　氏名：
連絡先（電話）：　０４５－３３４－１５４５

居宅介護支援事業者 介護支援専門員　　氏名：
連絡先（電話）：

4　市町村への届出

この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の担当者もしくは介護支援専門員にご相談ください。

5　利用者負担金

(1)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。

(2)　事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

6　サービスの中止（キャンセル）等

(1)　利用者がこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

・連絡先（電話）：　０４５－３３４－１５４５
・連絡時間　　：　９：００～１７：００
・営業日　　：月曜日から土曜日までとする。
※ ただし、祝日、休館日（毎月第４月曜日、および12月29日～１月３日）を除く。

(2)　介護予防サービス・支援計画書の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

(3)　利用者は、３日以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書６条）

7　その他

(1)　居宅介護支援事業者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント依頼について、ご希望に添わない場合もありますので予めご了承ください。

(2)　心身の状況等に変化が有りましたら速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約にあたり、上記のとおり説明しました。

年　　月　　日

（事業者）　　横浜市岩崎地域ケアプラザ
事業者名（指定登録番号）　１４００６００００１９
説明者

（業務委託先 居宅介護支援事業者）
事業者名（指定登録番号）
説明者

※　居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

重要事項説明書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

1　事業所の概要

事業所名	横浜市岩崎地域ケアプラザ
所在地	横浜市保土ケ谷区岩崎町３７－５
事業者指定番号	第　１４００６０００１９　　号
管理者・連絡先	寺島　亜紀子　　ＴＥＬ０４５－３３４－１５４５
サービス提供地域	岩崎町・狩場町・桜ケ丘一丁目～二丁目・ 初音ケ丘・花見台･保土ケ谷町二丁目～三丁目

2　事業所の職員体制等

職種		人員	職務内容
管理者		１名（兼務）	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
担当者	保健師等	１名	介護予防サービス計画の作成、その他必要な指定介護予防支援の業務を行う。
	主任介護支援専門員	１名	
	社会福祉士	１名	
	介護支援専門員	０名	
事務職員		１名	必要な事務を行う。

3　サービス提供時間

区分	月曜日～土曜日
提供時間	９：００　～　１７：００

※ ただし、祝日、休館日（毎月第４月曜日、および12月29日～１月３日）を除く。

4　利用者負担金

(1)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、法定代理人受領の場合には原則として利用者の負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、一旦、支払いが生じる場合があります。

(2)　事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、運営規定の定めに基づきその交通費（実費）の支払いが必要となります。自動車等を利用した場合は実施地域を超えた所から片道 20 ㎞ 500 円で請求いたします。

5　当社のサービスの方針等

(1)　事業実施にあたっては、３職種（保健師又は経験のある看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士）・その他の専門スタッフが連携を図り、チームで効率的・効果的に運営に努めます。

(2)　適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、利用者が選択する事ができ、総合的かつ効率的に提供されるように常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう中立・公正性の確保の上、円滑に実施します。利用者は事業所の選定理由について問い合わせる事ができます。

(3)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することが出来るよう、本人の主体的な活動と生活意欲を高めることを目的に地域の関係機関等と連携を図り行います。

6　虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対しての研修を定期的に実施し、これらの処置を適切に実施するための担当者を配置します。

7　衛生管理

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

感染症の予防及びまん延防止を目的とした研修及び訓練を定期的に実施します。

8　業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における利用者に対する永続的なサービス提供の実施や、中断時における早期の業務再開の手順等非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

9　ハラスメント対策

当事業所は介護現場等で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境を築くためハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びそのご家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、法人のハラスメント規程などを基に対応し、会議等により、同事案が発生しないよう再発防止策を検討します。

(3) 従業員に、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施致します。また、介護現場等におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合、行為者に対しては関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置・利用契約の解約等の措置を講じます。

１０　その他運営に関する重要事項

(1) 当事業所は、議員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

①　採用時研修　採用後６か月以内

②　継続研修　　年２回

③　管理者研修　年１回

(2) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(3) 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。

(4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人なでしこ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

１１　事故発生時・緊急時の対応

(1)サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡し、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議します。

医療機関等	主治医等の氏名 連　絡　先
緊急連絡先	氏　名 連　絡　先

(2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、当事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

(3) 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入します。

１２　相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号　　０４５－３３４－１５４５ FAX 番号　　０４５－３３４－１５００ 相談員（責任者）　寺島　亜紀子 対応時間　　月曜日～土曜日　９：００～１７：００ ※ ただし、祝日、休館日（毎月第４月曜日、および 12 月 29 日～１月３日）を除く。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

保土ケ谷区高齢障害支援課	所 在 地　保土ケ谷区川辺町２－９ 電話番号　０４５－３３４－６３９４ FAX 番号　０４５－３３１－６５５０ 対応時間　平日　９：００～１７：１５
横浜市 はまふくコール	所 在 地　横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 電話番号　０４５－２６３－８０８４ FAX 番号　０４５－５５０－３６１５ 対応時間　平日　９：００～１７：００
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地　横浜市西区楠町２－９ 電話番号　０４５－３２９－３４００ 対応時間　平日　９：００～１７：１５

※受付日はいずれも月曜日～金曜日（土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く）

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

１３　当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　なでしこ会
代表者名	理事長　佐瀬　一裕
本社所在地・電話	保土ケ谷区常盤台７５－１　電話０４５－３３５－０２６５
業務の概要	介護老人福祉施設・短期入所生活介護・居宅介護支援・通所介護
事業所数	４ヶ所

事業所全体の概要

事業名称	事業内容
地域包括支援センター	総合相談・支援、地域ケア支援事業、介護予防マネジメント等の事業を実施します。
地域活動交流事業	地域の方々に福祉・保健活動等の支援や交流の場の提供、自主事業の開催やボランティアに関する情報提供等の事業を実施します。
生活支援体制整備事業	インフォーマルサービス等の地域の基盤整備を行います。
居宅介護支援事業	介護保険の要介護認定者へケアプランの作成及びサービスの利用調整等を行います。
（予防）通所介護事業	介護保険の利用者へ通所により食事や入浴等のお世話をします。

１４　介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事 業 所 名	
所 在 地	
事業者指定番号	神奈川県第　　号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

【 説明確認欄 】

年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、前述のとおり重要事項を説明しました。

横浜市岩崎地域ケアプラザ

事業者　　事業者名（指定登録番号）１４００６０００１９

説明者　　印

（業務委託先居宅介護支援事業者）　所在地

事業者名

担当ケアマネジャー

※　居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、書類の交付を受けました。

利用者　　氏　名　　印

代理人又は立会人　　氏　名　　印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約における

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1　使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画書の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2　使用する事業者の範囲

指定介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る）

3　使用する期間

年　　月　　日から契約終了日まで

4　条　件

(1)　個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2)　緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること

(3)　個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年　　月　　日

事業者（説明者）　横浜市岩崎地域ケアプラザ

業務委託先居宅介護支援事業者（担当者）

上記２に該当する関係者　様

※　居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書の原案作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

（利用者）　住所

氏名　　印

（利用者の家族）住所

氏名　　印

（　　同　　）住所

氏名　　印

【契約書付属１】

令和８年10月版

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

横浜市岩崎地域ケアプラザ
代表者　佐瀬　一裕　様　　印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約における変更事項について

令和　　年　　月　　日付で、締結いたしました介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約における「重要事項説明書」「契約書」「説明書」の下記の事項（介護予防サービス・支援計画書原案作成事業所）を変更させていただきます。

変更前	□　横浜市岩崎地域ケアプラザにて作成		
	□　下記の居宅介護事業所に業務委託		
		事業所名称	
		所　在　地	
		電話番号	

変更後	□　横浜市岩崎地域ケアプラザにて作成		
	□　下記の居宅介護事業所に業務委託		
		事業所名称	
		所　在　地	
		電話番号	
	変　更　日	令和　　年　　月　　日	

（注意事項）

※変更以前に締結した契約内容や「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント個人情報使用同意書」の内容についても、上記事業所に引き継がれます。

※この通知は、契約書とともに大切に保管してください。

【契約書付属２】

令和８年10月版

同　意　書

横浜市岩崎地域ケアプラザ

代表者　佐瀬　一裕　様

令和　　年　　月　　日付で、締結いたしました介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約における「重要事項説明書」「契約書」「説明書」の下記の事項（介護予防サービス・支援計画書原案作成事業所）について、変更の説明を受けましたので、同意します。

変更前	□　横浜市岩崎地域ケアプラザにて作成	
	□　下記の居宅介護事業所に業務委託	
	事業所名称	
	所　在　地	
	電話番号	

変更後	□　横浜市岩崎地域ケアプラザにて作成	
	□　下記の居宅介護事業所に業務委託	
	事業所名称	
	所　在　地	
	電話番号	
	変　更　日	令和　　年　　月　　日

説明・同意日　令和　　年　　月　　日

ご利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記立会人　又は　代理人（どちらかに○をお付けください）

（住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）